

## なぜ養護教諭は保健室登校を受け入れるのか ——保健室登校の成立過程と養護教諭の葛藤——

関由起子 埼玉大学教育学部学校保健学講座

キーワード: 保健室登校、養護教諭、役割葛藤

### 1. はじめに

不登校児童生徒数は小・中学校の在籍児童生徒数が減少しているにもかかわらず年々増加し、不登校児童生徒の約6割が90日以上欠席しているなど、憂慮すべき状況にある(文部科学省2019)。さらに「不登校相当」や「準不登校」(不登校や長期欠席に影響する要因として保健室等登校と遅刻早退を加味して算出)に該当する児童生徒も存在し、不登校と同様に支援が必要である(文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター2012)。不登校の要因の一つに児童生徒が学校を自分の居場所として考えられないことがあり、保健室は不登校の児童生徒にとって学校内での心の居場所として重要な役割がある(文部省学校不適応対策調査研究協力者会議1992)。保健室登校は日本学校保健会の定義では、「常時保健室にいるか、特定の授業には出席できても、学校にいる間は主として保健室にいる状態をいう。なお、保健室に隣接する部屋にいて、養護教諭が主に対応している場合も保健室登校とする。」であり(財団法人日本学校保健会2002)、平成28年度の保健室利用に関する調査では、保健室登校は小学校32.4%、中学校36.5%、高等学校36.8%と、約3割の学校で保健室にて児童生徒への支援が行われている(公益財団法人日本学校保健会2018)。そして養護教諭は別室登校(保健室登校)中の児童生徒に対し、それぞれの状況に応じて学校生活に適應できるような心配りを行い、完全復帰に向けての足掛かりを作るように働きかけることが求められ(独立行政法人国立特殊教育総合研究所2006)、現在まで数多くの保健室登校の児童生徒への支援に関する養護教諭の実践報告がなされている(藤本2003;千葉・岩辺2005;山本2007;相楽・石隈2011)。

しかし、養護教諭の職務は保健室登校の児童生徒への支援のみではない。養護教諭の役割は時代と共に変化し、年々広範囲かつ増加している。近年では生活習慣の乱れ、いじめなどの心の健康問題、アレルギー疾患、性に関する問題や薬物乱用、感染症などの課題に対応することが求められ、平成20年の学校保健法の一部改正による学校保健安全法(平成20年法律第73号)では、「健康診断」、「健康相談」、「救急処置」に加え、新たに「保健指導」が養護教諭の役割として加わった(財団法人日本学校保健会2012)。さらに発達障害を含む障害のある児童生徒には、各学校の特別支援教育の校内体制の中で児童等の心身の健康課題を把握し、児童等への指導及び保護者への助言、かつ教育支援体制の整備を行うことが養護教諭の役割として位置づけられるようになった(文部科学省2017)。

このように多数の役割を担い激務を遂行する養護教諭が、保健室登校に対してどのように対処しているのかに関する報告は十分でない。保健室が不登校に陥りそうな児童生徒の居場所となり得る要因に、養護教諭が親身になって話を聞いてくれる、学校(教室)とは違うやすらぎがあり、ゆっくりと時間を過ごせる場所(この2003:24-33)があるが、平成28年の調査では保健室登校の小中高全体の教室復帰率が39.2%、教室復帰までの平均日数が46.3日(公益財団法人日本学校保健会2018)であり、長期にわたり養護

教諭が保健室で安らぎの空間を当該児童に提供することは困難と思われる。養護教諭が保健室登校の児童生徒を受け入れるにあたりどのような苦悩や葛藤を抱え、またどのように対処しているのかを明らかにすることは、当該児童生徒に適切な支援を行うことに加え、養護教諭のバーンアウトを防ぐためにも必要である。そのため養護教諭の視点から保健室登校の課題を明らかにするために、保健室登校がどのように成立し養護教諭は保健室登校をどのように受け入れ対処しているのか、その苦悩と葛藤を中心に検討することを本研究の目的とする。

## 2. 方法

### 2-1 対象者

予備調査として A 県養護教諭会の本部役員会メンバー12 名、本調査として公立小学校で保健室登校を受け入れた経験のある比較的勤務経験の浅い養護教諭 5 名を調査対象とした。予備調査は A 県養護教諭会に人選を依頼し、本調査は著者の知り合いを通じスノーボールサンプリングを用いて募った。対象者は全て女性であり、本調査の対象者は 20 代が 3 名、30 代が 1 名、40 代が 1 名であった。

### 2-2 調査方法

予備調査・本調査ともに半構造化インタビューを行った。予備調査では役員会の養護教諭から保健室登校に関する各自の経験や養護教諭会としての見解などを尋ね、「保健室登校の実情と養護教諭の関わり方や問題点に関する現状と課題」について把握した。予備調査での把握内容に基づき、本調査は個別の保健室登校の経験を中心に「保健室登校のきっかけ」、「支援の内容」、「保護者や他教員との関わり」、「保健室登校に関する意見」、「支援する上での困難や葛藤」等を尋ねた。インタビュー時間は予備調査 120 分、本調査は 50 分-75 分であり、対象者の同意を得て IC レコーダーに録音した。

### 2-3 分析方法

木下の修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用い（木下 2003）、質的に分析した。分析テーマを「保健室登校の成立過程と養護教諭の葛藤」、分析焦点者を「公立小学校で保健室登校の児童を支援した経験がある養護教諭」とし、以下の手順で分析を行った。

- (1) 1 例目の逐語録から分析テーマに関する関連箇所に着目後、文脈がわかる分量で抜き出し、概念名を与えた。
- (2) 2 例目からも同様の方法で具体例を抜き、概念名を与えた。
- (3) 2 例を併せて分析ワークシート（概念名、定義、具体例、理論的メモにより構成）を概念ごとに作成し、具体例を検討しながら概念名とその定義を作成し、さらに概念名や定義の解釈やアイデア等を理論的メモ欄に記述した。
- (4) 他の 3 例を作成した分析ワークシートに照らし該当箇所を抜き出し、具体例に加えた。新たな概念名が必要な箇所が抽出された場合、新たな分析ワークシートを作成した。
- (5) 生成した概念との関係を検討しながら概念名や定義を再構築し、関連のある概念をカテゴリーにまとめ命名した。さらにカテゴリー間の関係を示した結果図を作成した。
- (6) カテゴリーの内容およびその関係性について文章化したストーリーラインを作成した。

## 2-4 倫理的配慮

本調査及び予備調査の対象者が勤務する学校長および対象の養護教諭に、研究の概要、プライバシー保護、研究参加意志の自由、同意撤回の保証と自由等を記載した依頼書、同意書、および同意撤回書を事前にEメールにて送付し、学校長の許可および養護教諭の同意をEメールにて確認後、面接日に養護教諭に対して同様の内容を口頭で説明した。研究参加への同意が文書にて提出された後、対象者にインタビューを行った。また、本研究は著者が所属する大学のヒトを対象とする研究に関する倫理委員会の承認を得ている（承認番号R1E7）。

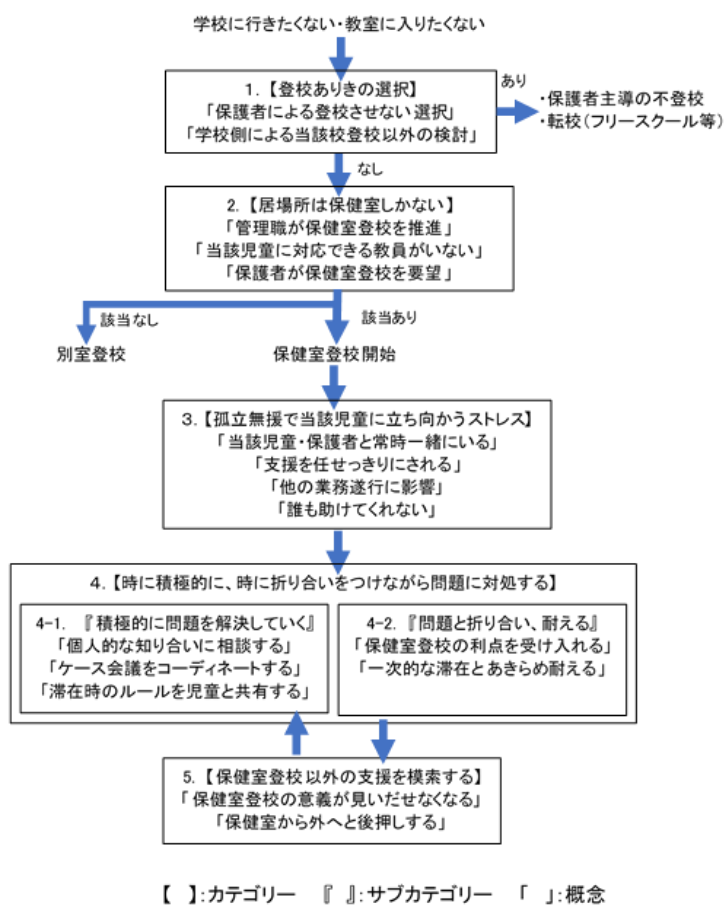
## 3. 結果

### 3-1 ストリーライン

分析の結果、合計 16 の概念、5つのカテゴリ【登校ありきの選択】、【保健室しか選択肢がない】、【孤立無援で当該児童に立ち向かうストレス】、【時に積極的に、時に折り合いをつけながら問題に対処する】、【保健室登校以外の支援を模索する】が生成された（図参照）。

当該児童から学校に行きたくない・教室に入りたくないと言動があった場合、保護者および学校側は当該児童を当該校に登校させるか否かの選択に迫られる。多くの場合、保護者も学校側も【登校ありきの選択】となり、当該児童の学校内での居場所を探し始める。しかし、管理職の不登校対策方針や人材不足等により【保健室しか選択肢がない】場合、当該児童や養護教諭の意志に関わらず保健室登校が開始された。養護教諭は通常業務の両立困難や支援を任せっきりにされるなど【孤立無援で当該児童に立ち向かうストレス】に悩みながらも、【時に積極的に、時に折り合いをつけながら問題に対処】していた。

しかし、保健室登校が長期化し当該児童に大きな変化が見られない場合、保健室登校の意義に悩み、保健室から外に当該児童を後押しするなど【保健室登校以外の支援を模索】していた。



図：公立小学校における保健室登校成立過程と養護教諭の葛藤

## 3-2 概念の紹介

### (1) 【登校ありきの選択】

「保護者による登校させない選択」

児童が学校に行きたくない、教室に入りたくないとの言動がみられたとき、多くの保護者は当該児童のためにどうすべきか考え始めた。中には早々に学校以外を選択する場合がある。一つはフリースクールなど該当児童に適した学校への転校であり、もうひとつは登校させないという選択である。養護教諭の発言からも以下のような事例が見られた。事例の文末のアルファベットは対象者5名の記号（A, B, D, E, F）である。

親が送り迎えができないので休みなさい、1日（学校に）いられないなら休みなさいって長欠（長期欠席）になっていった。（B）

完全に不登校に移行している子がいるんですけど、その子は家庭の方針で（中略）、フリースクールに行かせますって言って、（だから学校には）行きませんって。（F）

「学校側による当該校登校以外の検討」

しかし多くの場合、学校に登校出来ないかと保護者も教員も模索し始める。その決定に大きな影響力をもつのは、学校長の不登校への対応方針であった。たとえ養護教諭が無理な登校圧力は無益と考えていても、それを学校長に主張することはなかった。

校長先生は不登校ゼロを掲げていて、保健室を取っ掛かりにして不登校の子を来させたいという考えです。（中略）私自身の個人的な考えは、学校がすべてではない、いろんな選択肢があっていいと思っています。他の学びの場が、自分に合うところがあるんだったら、うちの学校じゃなくたっていいかなと思います（中略）。（E）

### (2) 【居場所は保健室しかない】

「管理職が保健室登校を推進」

当該児童に登校させることが保護者と学校側で決断されると、当該児童の教室以外の居場所探しが始まる。教室以外には職員室、校長室、相談室、図書室、保健室、それ以外の空き部屋が候補となる。居場所の決定に於いて大きな決定力を持つのが、やはり学校長であった。学校長が保健室登校派か否かによって当該児童の登校場所が決まっていた。

先生方の認識として不登校、次に保健室登校というイメージがあるのはうすうす感じていました。私も保健室登校しましょうかとも言っていないし、本人も親も言ってない。（中略）誰も望んでいないんだけど、管理職や教師の一般的なイメージで不登校になったら保健室登校勧めようかみたいなプロセスになることに疑問を感じていました。（D）

「当該児童に対応できる教員がない」

しかし、管理職が保健室登校を推進しない場合でも、小学校の場合は授業外の時間を持つ教職

員は限られており、教室以外の部屋にいる授業をもたない常勤教員、かつ支援対応が可能となると養護教諭が第一候補として浮上した。

そこ（保健室）にいるのが仕事というのをうまく使われているというか。特に小学校だと誰かが（児童を）見てなきゃいけないから（中略）。そうすると、校長先生は校長室があるけど出張が多くてなかなか（対応出来ない）。職員室は誰かしらいるけど、（当該児童が）いると仕事できないという先生も多いので、それで保健室になる。（D）

「保護者が保健室登校を要望」

また、保健室登校は一般にも周知されているため、保護者から保健室登校を要望される場合もある。しかし養護教諭が不在の場で話し合われることも多く、養護教諭は保護者や管理職からの要望を受けるのみという構造であった。

時には保健室（登校）から始めようと担任も含めて話し合いで決める時もあるけど、多くは気が付いたら保健室登校に決まっている、（中略）養護教諭がいないところで決まるっということもあります。（B）

### (3) 【孤立無援で当該児童に立ち向かうストレス】

「当該児童・保護者と常時一緒にいる」

養護教諭の確かな承諾なしに保健室登校が開始されると、養護教諭は多くの苦悩を抱えることになる。最も多く語られた苦悩に、保健室という閉ざされた場所に当該児童と、時には保護者と共に、1日を過ごすことによるストレスであった。

養護教諭としてどうなのかなって思うんですけど、つきっきりってとってもしんどいです。ほんとにしんどくて。最初の1週間はいいんですけど、次の一週間はハアアって。「また来たよ」って、思っちゃいけないとはおもうんだけど、思っちゃう。（F）

「支援を任せっきりにされる」

さらに、当該児童への支援が養護教諭一人に任せきりになることへの不満が挙げられた。特に支援方針も養護教諭任せであったり、担任すら保健室に顔を見せなくなったりしていくことに、養護教諭は危機感を感じていた。

本当は担任の先生が指揮をとって、この子をどうするかってを考えてほしいんですけど、いろんな関係性によってそうならない時もある。私が主導でやっていいのか、この子の未来はどこに持っていけばいいのか、みたいな感じになる。（A）

「他の業務遂行に影響」

当該児童が保健室に滞在していることで、救急処置や健康相談活動等の日常業務や、健康診断などの定期的に行われる行事の遂行に影響を与えることがあった。また、他の児童が保健室を有効

に使用することが出来なくなったり、保健室利用を巡って保健室登校の子どもと他の子どもの間での軋轢が生じたりすることもあり、その対応にも苦慮していた。

救急処置とか、他の休みたい子どもの対応とかが疎かにならないか常に考えますね。(A)

(保健室登校の児童が)ずっといるから、それに遠慮して他の子が来なくなる。なんであの子ばかりと周りの子たちが言うので、説明しづらいなって。(F)

「誰も助けてくれない」

養護教諭は多くが一人職であり、同じ業務を分担し合う教員が存在しない。そのため物理的に保健室を離れることが出来ず、当該児童の保健室材質中はトイレに行けない、水も飲めない、コピーを取りに職員室にも行けないなどの発言があった。また、養護教諭の業務について他の一般教員は把握していないことも多いため、当該児童への対応で業務が出来ない場合に助けを必要としても気づかれなかったり、当該児童の支援を頼むと嫌がられたりすることさえあった。そのことは養護教諭の気持ちを大きく傷つけていた。

(健康診断があり)バタバタしていて、周りの先生も気づいてくださらなかった。私が事務室で(保健室登校の児童が半分食べてしまった私の給食を)一人で食べていたら泣けてきた。それを他の先生が気づいてくれて「どうしたの」ってなって。その先生は気を使って校長先生に伝えて下さったみたいで、「こういうことがあって給食を食べずにもう2時半です」って言って下さった。(中略)なんか虚しさが(こみあげてきて)。(E)

#### (4)【時に積極的に、時に折り合いをつけながら問題に対処する】

保健室登校児を受け入れることにより養護教諭は様々なストレスを抱えているが、積極的に問題を解決したり、一方で問題と折り合い、ひたすら耐えたりするなどの様々なストレス対処を行い持ちこたえていた。

##### (4-1)『積極的に問題を解決していく』

「個人的な知り合いに相談する」

積極的に問題を解決していくために、養護教諭は個人的に相談可能な同僚や先輩に相談したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家にアドバイスを求めたりしていた。

特別支援コーディネーターの先生が隣(の部屋に)いるんですけど、ちょっとアドバイスをもらって、こうしてみようああしてみようって試しながらやってみた。(B)

「ケース会議をコーディネートする」

養護教諭の場合、特別支援教育コーディネーターを併任している場合が多く、その役割を利用してケース会議を開き、学校全体で当該児童に対応できるように働きかけていた。ケース会議が常開催されていれば養護教諭の負担は軽減されていた。しかし、必要時にのみ開催するケース

会議であると、その会議を養護教諭が調整する苦勞が生じたり、コーディネーターを併任していなければケース会議を設けることも出来なかつたりする苦惱がみられた。

（ケース会議は）毎回開けるわけではないので。そのときは養護教諭が各所に根回しするよ  
うな感じで（ケース会議を開きました）。（中略）組織としては校内委員会しかないので、  
そうすると特別支援教育コーディネーターが担当せざるを得ない。（コーディネーターの）  
自分がリーダーシップをとるしかなかった。（A）

「滞在時のルールを児童と共有する」

さらに通常業務を行う時間を確保するために、児童や保護者に保健室利用方法や利用時間に関  
するルールを設け、そのルールを遵守しようとする様子が見られた。

小学校は本当に人が足りなくて、相談員さんも週3回なので。空きの先生がいなくてあ  
るんですね そうすると（当該児童は家に）帰ることになる。今日是对応できる教員がい  
ないのでお迎え来ていただけますかって（保護者に）言うときもありました（B）

休み時間は休み時間、授業の時間は（勉強を）やるというのもそうなんですけど、けじめと  
いうか、床に寝っ転がらないとか。おうちみみたいな感じに近付いてくると、学校としての意  
味がなくなるのかなって。他の子が来たら先生（養護教諭）は（当該児童とは）話せないと  
か、そういうところはちょっと心掛けている。（A）

#### （4-2）『問題と折り合い、耐える』

「保健室登校の利点を受け入れる」

一方で、養護教諭が対応することが当該児童の支援にはふさわしいと、保健室登校に折り合い  
をつける発言も多く見られた。特に当該児童が身体症状を伴う場合には、保健室への登校が利点  
として挙げられていた。

最初の逃げやすい場所というか、（中略）同じ場所に同じ人がいつもいる（ことが保健室登  
校の利点です）。毎日日替わりだったらちょっと違うような気もします。最初のきっかけが、  
お腹が痛いとか気持ちが悪いとかだつたりすることがあるので。（B）

「一次的な滞在とあきらめ耐える」

しかし、保健室登校を一人任せられることに対してやりきれない不満は常に抱えており、養護  
教諭同士で苦勞を情報交換し支え合ったりしながら、一次的な滞在と仕方なく受け入れようと  
している様子も伺えた。

保健室登校は（中略）、（当該児童にとって）教室に向かう、もしくは他の選択肢を考える、  
フリースクールだとかいろんな選択肢を考える時間だつたり、方向性を考えていくための一  
時的な場所だなつていうふうに思っています。（E）

#### (5) 【保健室登校以外の支援を模索する】

「保健室登校の意義が見いだせなくなる」

保健室登校が長期化し当該児童に良い変化が見えないと、養護教諭一人では支えきれなくなり、保健室登校も限界を迎えることもある。特に学習が保健室で全く行われない状況は、学校の存在意義や当該児童の社会的自立支援の点からも、養護教諭はこのまま保健室登校をさせていても良いものかと不安にかられていた。

たぶん相談室に登校していたら、相談室なら本を読むなり自習をしようと思うんですね。(保健室では) 本当に何にもしない。学習しないってなると、これでいいのかなって毎日思いながら受け入れているんです。(B)

「保健室から外へと後押しする」

養護教諭の不在等により物理的に保健室を閉めたりするなどで、保健室から外の空間へと当該児童を後押しする行動も見られた。また、保健室が当該児童にとって居心地が良すぎないように、学校としてのルールを徐々に導入したりすることもあった。居心地が良すぎることで教室復帰が出来なくなる危機感を養護教諭は強く感じており、当該児童にとっての適切な居心地感を作り出すことに苦慮していた。

(保健室には) 行きやすいんですね。行きやすいから教室に戻るきっかけを邪魔してしまうというか。保健室が閉まっていれば教室に行けたりするときもあるんですね。(B)

許可なく保健室のホワイトボードに落書きを始めたり(中略)勝手に(椅子や机の配置を)変えたり(しはじめたので)。(中略)教室でやることが本人に伝わるように、プリントを最低限させるとか。保健室が居心地が良くて出られないというようにはしたくない。(F)

以上のように保健室登校の長期化は、養護教諭に対象児童への支援への限界を感じさせるが、養護教諭自らが保健室登校を終わらせることは出来ない。保健室登校がもたらすストレスへの対処と行き来しながら保健室登校を継続させていった。

## 4. 考察

### 4-1 保健室登校の成立過程に関する問題

本研究の結果、管理職が不登校対策に積極的に取り組み、その対策として保健室登校に肯定的であり、かつ当該児童に対応する教員や別室が養護教諭や保健室以外に見つからない場合に保健室登校が選択されていた。しかも当該児童の希望や受け入れる養護教諭の意見はほとんど反映されておらず、管理職や担任、保護者から保健室登校の要請があれば養護教諭は保健室登校を拒否することは出来ず、不本意ながら引き受けていた。保健室登校が自然と決定されていく理由の一つに、義務教育段階にある児童に学校以外の選択肢が十分になく、かつ公立小学校の管理職には不登校児童を減らす取り組みが強く求められていたことにある。



2017年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（文部科学省初等中等教育長 2016）が施行されると、当該児童の学校復帰の意志に関わらず不登校支援を行うことが定められた。しかし、令和元年10月25日に文部科学省が各都道府県教育長等に通知した「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文部科学省初等中等教育局 2019）では、「過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があった」とし、「学校復帰」が前提とされていた不登校指導に関する4つの通知は廃止された。本研究の対象者から「保健室への登校は出席扱いになるから」との発言もあり、今まで管理職が不登校を出さないように出席扱いにできる保健室登校等を管理職は望んでいたと思われる。

二つ目は養護教諭の特性によるものである。養護教諭は日本独自の制度であり、学校教育法に規定されている常勤の教職員、医学的素養・看護学的技能をもつ専門職、保健室を運営しその機能を活かした対応をするという職務上の特徴がある（三木 2001）。そのため、心理的に困難をかかえる児童を受け入れる人材と場所とに、養護教諭と保健室が候補に挙がるのは当然と言える。しかし、当該児童への支援を養護教諭にほぼ委ねることには問題がある。2018年の保健室利用に関する調査結果では（公益財団法人日本学校保健会 2018）、保健室登校していた児童生徒への教室復帰に向けた手立ては、小学校では89.6%が校内組織で対応したとの回答であった。しかし本調査の結果、校内組織をマネジメントするのも養護教諭であることが多く、不登校支援の大半は養護教諭が行っている可能性が高い。また、養護教諭の仕事が「見えにくく」職務内容が「あいまい」である特徴があることも、養護教諭に保健室登校を受け入れさせる要因となる。養護教諭は多くの場合一校に1名であり、かつ保健室という閉ざされた空間で職務を遂行しているため、一般教員に職務内容が見えにくい。さらに健康問題を抱える子どもが少数でその問題も多彩であることから養護教諭の職務も決まりきっておらずあいまいとなる（すぎむら 2014）。その職務の見えにくさとあいまいさが、養護教諭が保健室登校を拒否することが出来ず、受け入れてしまう要因と思われる。

#### 4-2 保健室登校に対する養護教諭の葛藤

伊藤（2003）は、多忙間、連携の悩み、対応上の不安の3つを養護教諭が抱える保健室登校に関する悩みとして抽出しており、本研究の結果、現在でも養護教諭は同様の苦悩があることが明らかになった。また、武田らの研究（2010）では、養護教諭の約3割が抑うつ症状を抱えており、その関連要因が職場での役割葛藤（「児童生徒・同僚・保護者・上司から過剰なあるいは矛盾した期待や要求をされることが多い」、「自分の能力以上の仕事や苦手な役割を求められることが多い」、「児童生徒あるいは教師や学校のいずれの立場を優先させるべきか迷うことが多い」）であることを明らかにしている。本研究の結果から保健室登校は養護教諭に役割葛藤状態をもたらし、ストレスを生み出していることが確認された。

保健室登校児の受け入れに対する多くの苦悩や葛藤は、養護教諭が『積極的に問題を解決していく』ことや、『問題と折り合い、耐える』ことで対処していた。この対処法は、それぞれ問題焦点コーピングと情緒焦点コーピングに該当するストレス対処行動と思われる（Lazarus・Folkman 1984）。問題焦点コーピングの一つであるケース会議開催は、当該児童の課題や対応方法の共有のためには有効であり（中村ほか 2013）、さらに養護教諭の「支援を任せっきりにされる」や「誰も助けてくれない」というやり切れなきの緩和にも機能していた。また保健室登校が長期に及ぶとその意義が見出せなくなり、当該児童が自ら保健室から出るきっかけとなるよう“居心地が良すぎない”配慮をしながら「保健室から外へと後押しする」が行われていた。この働きかけは、当該児童が保健室から自ら外へ踏み出すための養護教諭が行うケアの一端、『相手の成長を助ける「人間形成の教育機能」』（岡田 2002）であり、「優しいけれど甘やかさない」

(この 2003 : 26) という教育者としての対応と捉えることができる。しかし、居心地が良すぎないようにする方法とは、保健室の利用法や養護教諭との接し方に関する学校ルールの適応であり、登校できる教室以外の場所として保健室が選ばれた意義が揺らぐ対応でもある。長期化する保健室登校にはこのような対応を余儀なくされる養護教諭の葛藤が孕んでいることも、解決すべき重要な点である。

#### 4-3 保健室登校のあり方に関する示唆

本研究の結果、養護教諭は保健室登校を受動的に受け入れ、数々の困難を抱えながらも様々な対処を行いながら当該児童を支えていた。しかし保健室登校が長期に及ぶと、当該児童への支援に関する養護教諭や保健室の役割に葛藤していた。これら結果から、今後の保健室登校の方向性について次の2点について提案する。第一に、保健室登校等を選択する前に多職種によるチームによりケース会議で検討することである。学校以外の選択肢についても、当該児童や保護者はもちろんのこと、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門職の意見を取り入れること(木村・伊藤 2011)は必須である。

第二に、養護教諭が当該児童に保健室という閉鎖空間で常に一人で支援し続けることは相当なストレスとなり、養護教諭のバーンアウトを招いたり(中澤・朝倉 2016)、職務遂行にも影響があったりすることを管理職及び一般教員は理解する必要がある。そのため、たとえ当該児童が過ごす場として保健室が選ばれたとしても、対応する教員は常に複数になるよう教職員間で調整し、ケース会議等で当該児童への支援について定期的に検討し方針を共有することが重要である。この2点により、養護教諭の葛藤の大半は解消され、当該児童にとってもよりよい方向性が常に学校内で検討されることが出来ると思われる。

#### 4-4 本研究の限界

本研究は養護教諭の視点から保健室登校を明らかにし、その問題点を明らかにした。しかし、事前調査により保健室登校に関する実態を養護教諭部会から把握したとはいえ、対象者が5名である点において、結果に偏りがある可能性は否定できない。養護教諭の対応の全体像を明らかにするためには、ある地区の量的悉皆調査も行う必要があるだろう。さらに児童や保護者、管理職、他の専門職等の視点も併せて保健室登校の意義や問題点を明らかにすることで、当該児童にとってのより良い選択と支援への手がかりが見出せると思われる。

#### 謝辞

本研究にご協力を頂きましたA養護教諭会および対象者の養護教諭の皆さまには感謝申し上げます。

#### 引用文献

- 千葉久美子・岩辺京子, 2005, 「保健室登校で生徒が育つということ : その教育的意義を探る」『学校保健研究』 47 : 64-74.
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, 2006, 「第6章 不登校にならないための学校づくりと義務教育終了後の進路」『慢性疾患、心身症、情緒及び行動の障害を伴う不登校の経験のある子どもの教育支援に関するガイドブック』65-78. (2020年9月25日取得, [https://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub\\_b/b-200.html](https://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_b/b-200.html))
- 藤本比登美, 2003, 「養護教諭からみた保健室登校の意味」『学校保健研究』45(suppl) : 206-207.
- 伊藤美奈子, 2003, 「保健室登校の実態把握ならびに養護教諭の悩みと意識」スクールカウンセ

- ラーとの協働に注目して」『教育心理学研究』 51 : 251-260.
- 木村文香・伊藤秀樹, 2011, 「スクールソーシャルワーカーの導入による不登校対応の変化」『情報と社会』 21, 113-127.
- 木下康仁, 2003, 『グランデット・セオリー・アプローチの実践 質的研究への誘い』 弘文堂.
- 公益財団法人日本学校保健会, 2018, 「平成 28 年度保健室利用に関する調査」(2020 年 9 月 25 日取得, [https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook\\_H290080/index\\_h5.html#1](https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290080/index_h5.html#1))
- こんのひとみ, 2003, 『保健室にいたらダメなの?』ポプラ社.
- Lazarus, S. R., Folkman, S.. 1984 Stress, Appraisal, and Coping, New York: Springer.  
(=1991, 本明寛, 織田正美, 春木豊翻訳 『ストレスの心理学—認知的評価と対処の研究』 実務教育出版.)
- 三木とみ子, 2001, 「学校安全教育活動と保健室経営—管理と指導をつなぐ保健室の機能を生かす視点から—」『安全教育学研究』1 : 55-59.
- 文部科学省, 2017, 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から, 教育的ニーズに気付き, 支え, つなぐために～」p48. (2020 年 9 月 25 日取得, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm))
- 文部科学省, 2019, 「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について(通知)」(2020 年 9 月 25 日取得, [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/31/10/1422020.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/10/1422020.htm))
- 文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター, 2012, 「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関する Q&A」(2020 年 9 月 25 日取得, <https://www.nier.go.jp/shido/fqa/FutoukouQ&A.pdf>)
- 文部省初等中等教育局, 1992, 「登校拒否(不登校)問題について: 児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して 学校不適応対策調査研究協力者会議報告」.
- 文部科学省初等中等教育局長, 2016, 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について(通知)」(2020 年 9 月 25 日取得, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1380952.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380952.htm))
- 文部科学省初等中等教育局長, 2019, 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(2020 年 9 月 25 日取得, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm))
- 中村恵子, 小玉正博, 田上不二夫, 2013, 「教育委員会に所属する学校カウンセラーの介入が不登校生徒への校内支援体制に及ぼす影響」『カウンセリング研究』 46 : 43-52.
- 中澤理恵・朝倉隆司, 2016, 「養護教諭の仕事関連ストレスと抑うつとの関連」『学校保健研究』 57 : 304-322.
- 岡田加奈子, 2002, 「「養護教諭の養護」の概念」『日本保健医療行動科学会』 17 : 219-233.
- 相楽直子・石隈利紀, 2011, 「養護教諭が行う援助チームにおけるコーディネーションの検討—保健室登校の事例を通して—」『カウンセリング研究』 44 : 346-354.
- すぎむらなおみ, 2014, 『養護教諭の社会学-学校文化・ジェンダー・同化-』 名古屋大学出版会, pp263-268.
- 武田文, 岡田加奈子, 朝倉隆司, 2010, 「養護教諭の抑うつとストレス要因の関連」都市部

- 公立小・中学校における検討』『日本健康教育学会誌』 18：92-102.
- 山本浩子，2007，「養護教諭の保健室登校援助実践の構造」『学校保健研究』 48：497-507.
- 財団法人日本学校保健会，2002，「保健室利用状況に関する調査報告書」（2020年9月25日取得，<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/102>）
- 財団法人日本学校保健会，2012，「学校保健の課題とその対応－養護教諭の職務等に関する調査結果から－」（2020年9月25日取得，<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/134>）

(2021年3月31日提出)

(2021年5月10日受理)

**Why Yogo Teachers Agree to School Refusers  
in Their Health Rooms:  
School Health Room Attendance and Distress of Yogo Teachers**

**SEKI, Yukiko**

Faculty of Education, Saitama University

**Abstract**

This study aimed to explore why school nurses agree to care for students who refuse school yet come to their health rooms, and to examine how they cope with the difficulties of caring for such students all day on their own. Semi-structured interviews with five school nurses were conducted and used to analyze the data qualitatively. The results showed that the school nurses unwillingly accepted the students under the headteacher's or parents' orders. The school nurses used coping strategies to manage difficulties in caring for the students without the assistance of others. However, the long-term stay of the students caused the nurses to feel that the care had lost meaning. Interdisciplinary care teams and care meetings are needed to provide support for the students and promote school nurses' physical and mental health.

**Keywords** : attendance to school health room, Yogo teacher, role conflict